

県資料

障害者総合支援法等関係事業者説明会資料

平成31年3月22・25日

兵庫県

障害福祉課・ユニバーサル推進課

目 次

1	障害介護給付費等の請求事務における留意事項について	P. 1
2	障害者虐待の防止について	P. 7
3	障害者総合支援法関連の制度改正等について	P. 14
4	報酬改定及び留意事項等（居宅系、GH、相談支援）	P. 28
5	留意事項等（日中活動系、施設、障害児）	P. 64
6	留意事項等（就労系）	P. 74

障害者総合支援事業所の皆様へ

障害介護給付費等の請求事務における留意事項について

兵庫県国民健康保険団体連合会

1 請求エラー等について

(1) 主なエラー

①EG13「受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません」

- サービス提供年月が市町の受給者台帳の支給決定期間の範囲外であるため。
- サービスコードが市町の受給者台帳の決定サービスコードと不一致であるため。

よくある誤り例：受給者台帳が居宅介護身体介護決定 111000で支給決定されている場合に、請求ソフトにおいては支給決定情報を居宅介護身体介護決定 111000で登録しているが、契約情報が居宅介護家事援助決定 112000になっているため。

「明細情報」だけでなく、「契約情報」もご確認ください。

②EC01「該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています」
→同一受付年月内に同一の情報を複数回送信したため。

よくある誤り例：1日から10日の受付期間内に取下げを行わずに請求情報を複数回送信した。

請求情報の再送信は取下げをしてから行ってください。

【10日までの請求取下げ方法】

1. 電子請求受付システムで、《メインメニュー》より<照会一覧>をクリック。

The screenshot shows the user interface of the electronic request submission system. At the top, there is a navigation bar with icons for 'お知らせ' (Notice), '照会一覧' (Inquiry List), 'FAQ', 'マニュアル' (Manual), 'ダウンロード' (Download), '証明書' (Certificate), 'ユーザ情報' (User Information), and 'ログアウト' (Logout). Below this is a header area with 'お知らせ一覧' (Notice List) and a timestamp '最終ログイン日時: 2017年04月06日 10時30分54秒'. The main content area displays a table of notices with columns for '更新日付' (Update Date), 'カテゴリ' (Category), and 'タイトル' (Title). The table contains several rows of notices, including one about '国保連合会からののお知らせ' (Notice from National Health Insurance Association) and another about '電子請求受付システム機能追加のお知らせ' (Notice of system function addition). Below the table, there is a section titled '重要なお知らせ' (Important Notice) with text regarding email registration and system updates.

更新日付	カテゴリ	タイトル
2017/03/26	その他	国保連合会からののお知らせ
2017/03/26	システム関連	！ 単位数表についてのお知らせ
2017/03/26	その他	証明書発行管理について
2017/03/26	その他	請求可否状況の確認
2017/03/26	システム関連	証明書発行申請時の注意点
2017/03/26	システム関連	！ 電子請求受付システム機能追加のお知らせ
2017/03/25	参考資料	地域区分に関する問い合わせ事例集
2017/03/25	参考資料	電子請求受付システムマニュアルリリースのお知らせ
2017/03/25	参考資料	！ 電子証明書の有効期限切れに伴う更新申請について
2017/03/20	スケジュール	！ ヘルプデスク4月請求期間におけるお問い合わせ時間のお知らせ

重要なお知らせ
メールアドレスが登録されていません。
メールアドレスを登録すると、電子請求受付システムからのお知らせ通知等のメールが届きます。
ご希望の場合、ユーザ情報変更画面からメールアドレスを登録してください。

2. 【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の<詳細>をクリック。

検索条件を入力し、【検索】ボタンを押してください。

処理対象年月 年 月 ~ 年 月

検索 クリア

4件が該当しています。
請求データの詳細を表示するには、【詳細】ボタンを押してください。

請求所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	詳細
1311111111	請求事業所A	2017/04	○	-	到達済	詳細
1311111111	請求事業所A	2017/08	○	○	到達済	詳細
1311111111	請求事業所A	2017/02	○	-	-	詳細
1311111111	請求事業所A	2017/01	○	-	エラー	詳細

3. 【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、<取下げ>をクリック。

事業所番号 1311111111 処理対象年月 2017/04

事業所 請求事業所A

到達番号 139998201704010001 到達日時 2017/04/01 10:30

取扱状況 到達

お知らせ

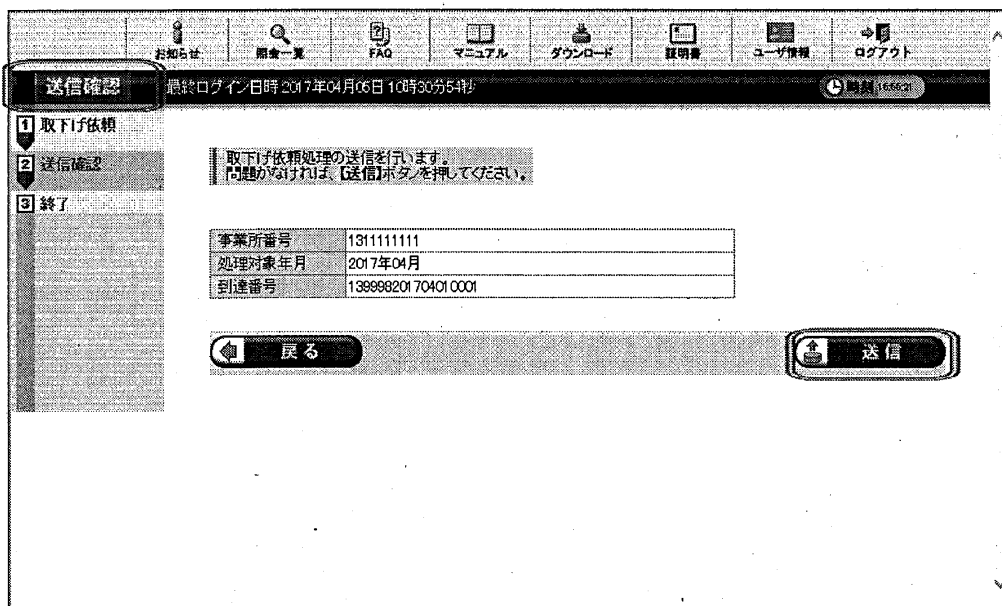
取下げ

請求書類一覧

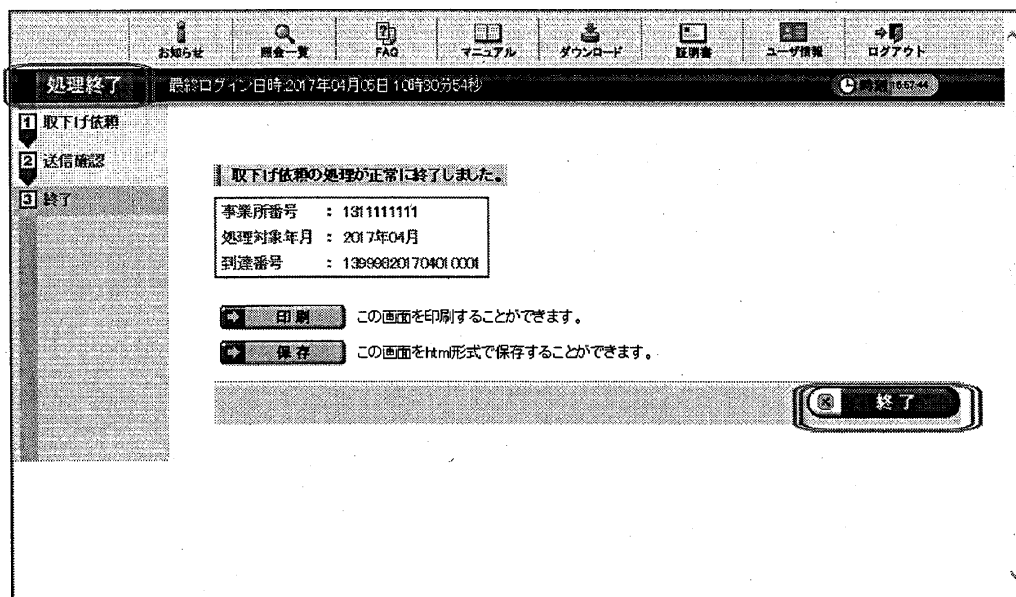
提供年月	請求書類名	件数
2017/08	介護給付費等請求書情報	1
2017/08	介護給付費等明細書情報	5
2017/08	サービス提供実績記録票	5

戻る

4. 【送信確認】画面が表示されるので、内容を確認。
 <送信>をクリックすると、取下げ依頼内容が送信される。



5. 【処理終了】画面が表示されるので、取下げ依頼の結果(承認/否認)については、後でお知らせにて通知される。
 <終了>をクリックすると、【請求情報詳細】画面に戻る。



- ③EF18「事業所台帳にサービス提供年月時点で有効な指定期間の情報が登録されていません。」
 →6年間の指定有効期間が終了したため。

早めに指定更新の届出を指定権者に行ってください。

(2) 主な警告

- 「事業所台帳／障害児施設台帳の「〇〇加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません。」
 →県の事業所台帳の登録内容と相違があるため。
 →事業所台帳情報参照機能等で届出内容とあっているか確認。
 →届出済であるが台帳に反映されていない場合等は県に確認。

(3) 平成30年11月審査分からエラーに移行した主なコード

- ①EL04「請求明細書の「終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は同月または30日以内の年月の必要があります。」
→請求明細書の「日数情報」のサービス開始年月日・終了年月日の年月が、サービス提供年月と等しくないため。

(サービス提供年月) 平成31年4月

日数情報

サービス種類	サービス開始日等				
	開始年月日	終了年月日	利用日数	入院日数	外泊日数
放課後等デイサービス	平成31年4月1日	平成31年6月30日	14	0	0

この場合、正しくは平成31年4月中の最終利用日を入力してください。

- ②「〇〇加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています。」
→本体報酬の回数よりも〇〇加算の回数の方が多いため。

2 仮審査について

- ・平成30年5月受付分より「仮審査」を行っている。
- ・「仮審査」とは毎月10日の受付期限より数日前の段階で、その時点での台帳情報(受給者台帳情報・事業所台帳情報)と請求情報を突合し、エラーチェックを行うもの。
- ・「仮審査」の結果、エラー、警告等が発生した全事業所へ「仮審査処理結果票」を送信。
- ・「仮審査処理結果票」を確認のうえ、請求情報の差替え等が必要である場合は、10日の受付期限までであれば、事業所にて請求情報を取下げた後正しい請求情報を再度送信可。

<「仮審査処理結果票」のエラー内容欄の先頭の記号について>

- ①「記号無し：エラー」…現時点で返戻対象となるもの。
- ②「※：警告」…国保連合会の一次審査においては判断がつかず、市町の二次審査の対象となるもの。
- ③「▲：警告(重度)」…「警告」のうち、市町での二次審査において特に確認が必要となるもの。
- ④「★：警告(エラー移行対象)」…平成31年度下期よりエラーへ移行する予定のもの。

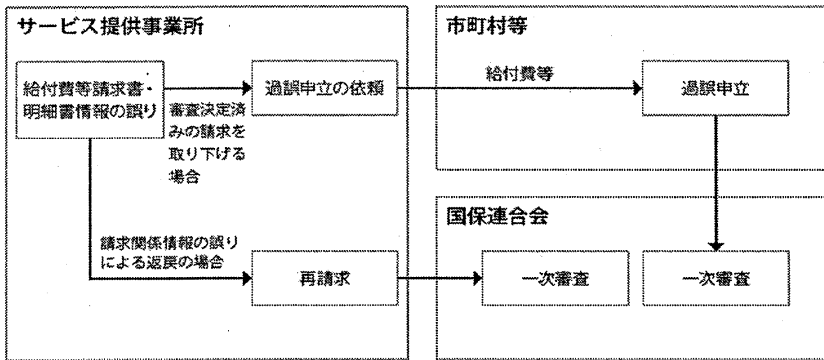
3 過誤申立について

(1) 過誤の種類

- ・前月以前に支払が確定した請求情報に誤りがあり、実績を取り下げる場合は「過誤処理」が必要。
- ・「過誤処理」とは、【明細書】を取り下げる(過誤をする)こと。
- ・過誤をした請求情報に対しては、必要に応じ、再度、内容を修正した正しい請求(再請求)を行う。
- ・再請求の提出時期によって、通常過誤と同月過誤に分かれる。

(2) 過誤申立・再請求の流れ

- ・過誤を行う場合、事業所は、市町村等に「過誤申立」を依頼する。
- ・過誤申立を依頼した請求情報について、内容を修正し、正しい請求を行う必要がある場合は、再請求を行う。



(3) 過誤調整額が支払決定額を超えた場合(未調整過誤)

支払決定額 = 決定額 - 過誤調整額

※ 決定額とは、当月の請求情報に対し確定した金額。
 ※ 過誤処理と同一月に再請求情報の提出があった場合は、通常の請求情報(当月及び月遅れ請求分)と再請求情報(過誤処理に対する請求分)の決定額。

- ・決定額が15,000円のサービス提供事業所に-10,000円の過誤調整があった場合、差額の5,000円が支払われる(例①)。
- ・過誤調整により、サービス提供事業所への当月支払額がマイナス(給付費の戻入)となる場合があり、これを「未調整過誤」という。
- ・決定額が15,000円のサービス提供事業所に-20,000円の過誤調整があった場合、5,000円が未調整過誤の額となる(例②)。
- ・未調整過誤が生じた場合、事業所は、国保連合会へその金額の振込みが必要となる。

支払決定額 = 決定額 - 過誤調整額

例① $5,000 = 15,000 - 10,000$
 例② $-5,000 = 15,000 - 20,000$
 (当月支払額がマイナス)

過誤処理をされる場合は、同月過誤で!

4 改元に伴うシステム改修について

2019年5月の改元に伴い、障害福祉サービス等に係る給付費の請求情報を作成するシステム等についても、各事業所等において、改元に伴うシステム改修が必要である場合が想定されます。

なお、簡易入力システム及び取込送信システムについては国保中央会にてリリースが行われる予定です。

国保中央会事業所向けヘルプデスク
 電話 0570-059-403 FAX 0570-059-433

その他の独自の請求ソフト(市販のソフト)については、各ソフト会社にご確認ください。

5 障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届について

振込先変更、開設者情報変更、事業所情報変更等、当該届に係る記載事項について変更がある場合、指定権者への提出と併せて本会にも「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の変更届の提出が必要となります。

本会から用紙をお送りしますので、下記照会先へお問い合わせください。

なお、変更届の提出期限は、毎月20日まで(必着)です。20日以降の提出、変更届の提出漏れ、記載誤り等がありますと、翌月支払の銀行振込み手続きができませんのでご注意ください。

※口座名義等が不明瞭な場合がありますので、振込先を変更される場合は、通帳の表紙部分とカナ名義が分かる部分のコピーを添付していただきますよう、お願いします。

6 本会からの連絡について

エラーチェック項目の追加情報、毎月のスケジュール及び仮審査の結果等の連絡を電子請求受付システムにログイン後の「お知らせ」に送信しておりますので必ずご確認ください。メールアドレスを登録しておく、お知らせに通知が入った際にメールが届きますのでぜひご活用ください。

◆メールアドレス登録方法

電子請求受付システムにログイン→ユーザ情報変更→メールアドレス登録

7 照会先

兵庫県国民健康保険団体連合会
業務管理部 介護福祉課 障害福祉係
電話 078-332-9406 FAX 078-332-9520

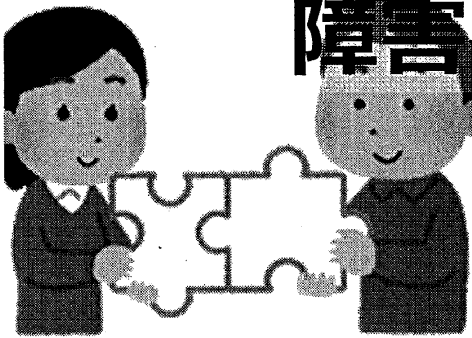
※簡易入力システム・取込送信システムの入力方法についてのお問い合わせは、下記ヘルプデスクへお願い致します。

↓
国保中央会事業所向けヘルプデスク
電話 0570-059-403 FAX 0570-059-433

Hyogo Prefecture

平成30年度 障害者総合支援法関係事業者説明会（平成31年3月22,25日）

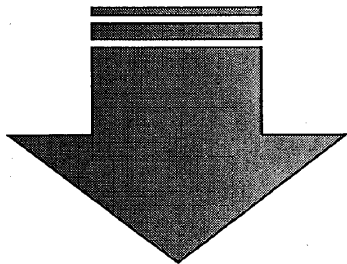
障害者虐待の防止



兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課 障害政策班
主幹（障害者権利擁護担当） 伊賀 大司

最初に 直近の事案

テレビでも、虐待者の顔を出して報道。



その後...

障害女児を宙づり容疑 松江 通所支援施設長ら逮捕

知的障害がある小学3年の女児の顔に風船との真名を流したと、松江通所支援施設「ひまわり」の施設長ら2人が逮捕された。松江市は4日、松江市の障害者福祉課が、この施設長ら2人を逮捕した。この施設長ら2人は、この施設で、知的障害がある小学3年の女児の顔を宙づりにしたと、松江通所支援施設「ひまわり」の施設長ら2人が逮捕された。松江市は4日、松江市の障害者福祉課が、この施設長ら2人を逮捕した。

松江通所支援施設「ひまわり」の施設長ら2人が逮捕された。松江市は4日、松江市の障害者福祉課が、この施設長ら2人を逮捕した。

松江通所支援施設「ひまわり」の施設長ら2人が逮捕された。松江市は4日、松江市の障害者福祉課が、この施設長ら2人を逮捕した。

松江通所支援施設「ひまわり」の施設長ら2人が逮捕された。松江市は4日、松江市の障害者福祉課が、この施設長ら2人を逮捕した。

H31.2.5
毎日新聞

守られるべき法律 障害者虐待防止法

01 障害者虐待防止の基本的枠組

法の目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み〔略〕障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

虐待類型

①身体的虐待 ②放棄・放任（ネグレクト） ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

法解釈のポイント

①虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務〔虐待防止法第16条〕

→ 管理者等が義務を果たさず、「支援が不適切だった」とする内部指導での幕引きや隠蔽を図ったことで職員・元職員等の通報（厚生労働省等へのリークを含む）により虐待が発覚した事例もあり

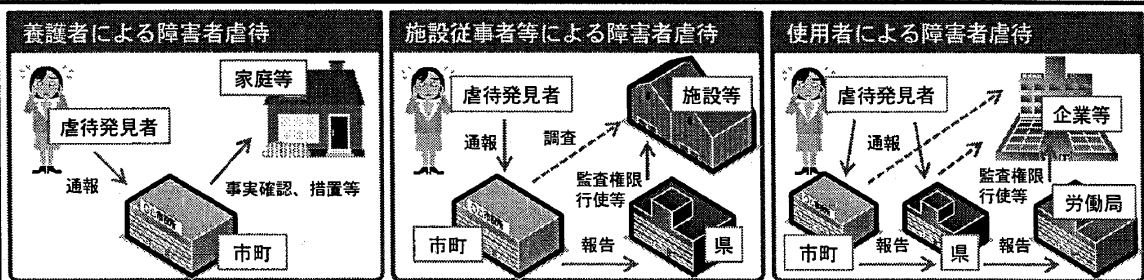
②立入調査等の虚偽答弁に対する罰則〔障害者総合支援法第110条、第111条〕

→ 行政の調査に虚偽報告等を行い、障害者総合支援法等違反で送検される事例もあり

③虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解〔厚生労働省通知等〕

→ 利用者や家族は不満を感じていても自由に言えず、指導の範囲を超えてしまった事例もあり

通報・調査スキーム



02 県内の虐待通報・認定件数

傾向のポイント

- 法施行から6年が経過したことによる制度定着の効果もあり、通報件数は横ばいであるが虐待認定件数は増加した形となっている。
(全国ベースは通報・認定ともに増)
 [通報：㊸310件→㊸305件]
 [認定：㊸68件→㊸87件]
- 通報等のうち、虐待が認められた割合は28.5% (前年度比+6.6pt) となっている (全国ベースは30.8%)。
- 施設従事者等による虐待が通報の37.0% (前年度比+3.5pt)、認定の35.6% (前年度比+10.6pt) を占める。
- 虐待を受けた者の障害種別では、知的障害者が全体の57.6%を占める。
- 29年度も当県内において、身体的虐待事案等がマスコミ報道で大々的に取り上げられる機会も多かった。

【平成28-29年度虐待通報等及び認定件数 (件) カッコ内は全国計】

	平成28年度		平成29年度	
	通報等件数	認定件数	通報等件数	認定件数
施設従事者等	104 (2,115)	17 (401)	113 (2,369)	31 (463)
養護者	185 (4,606)	48 (1,538)	175 (4,649)	55 (1,557)
使用者(※)	21 (1,316)	3 (581)	17 (1,483)	1 (597)
計	310 (8,037)	68 (2,520)	305 (8,501)	87 (2,617)

※県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上

【平成29年度虐待種別・被虐待者種別 (件) ※使用者は労働局が別途集計】

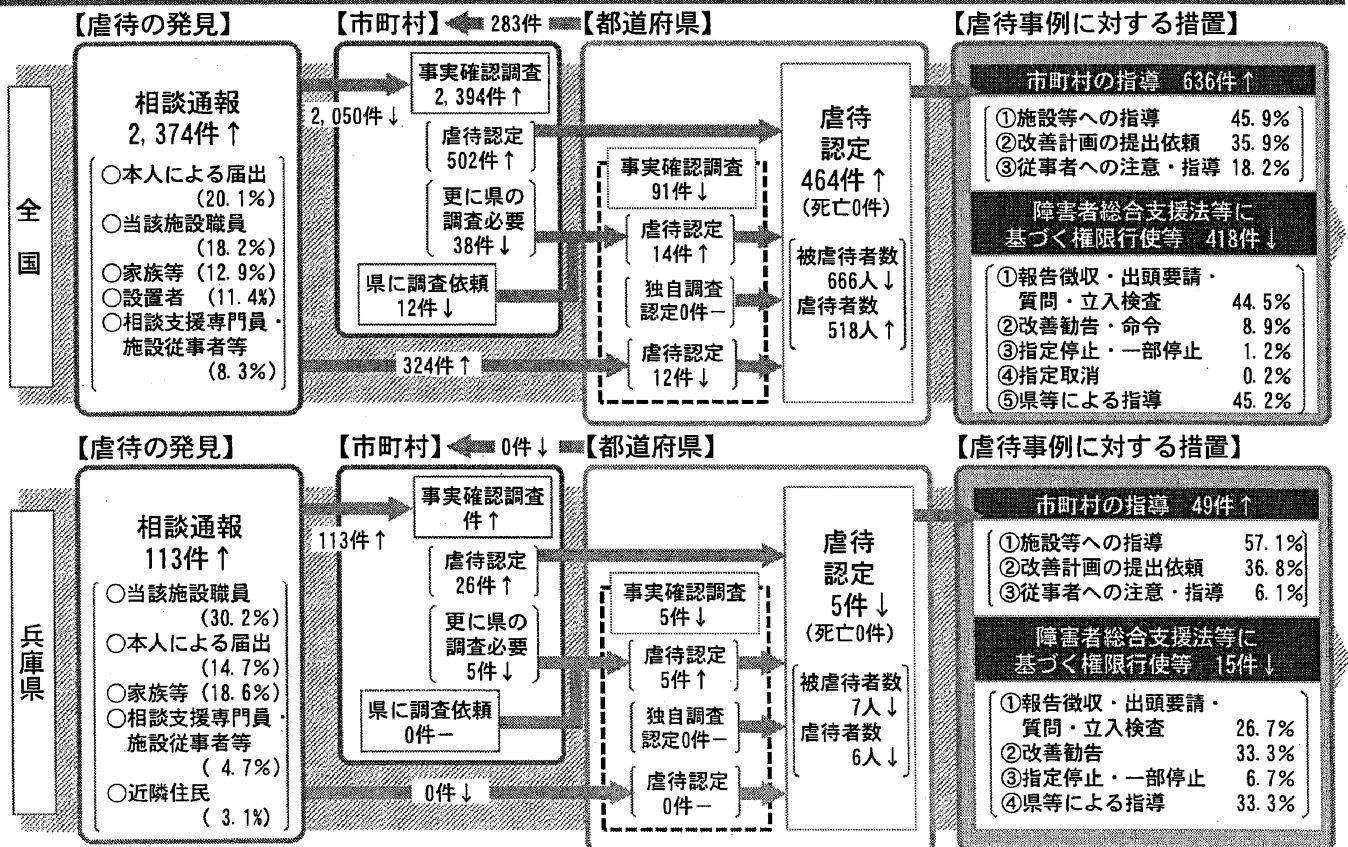
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	計
施設従事者等	13	6	14	0	0	33
養護者	34	3	25	9	19	90
計	47	9	39	9	19	123

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	計
施設従事者等	8	35	7	0	1	51
養護者	12	33	18	0	4	67
計	20	68	25	0	5	118

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

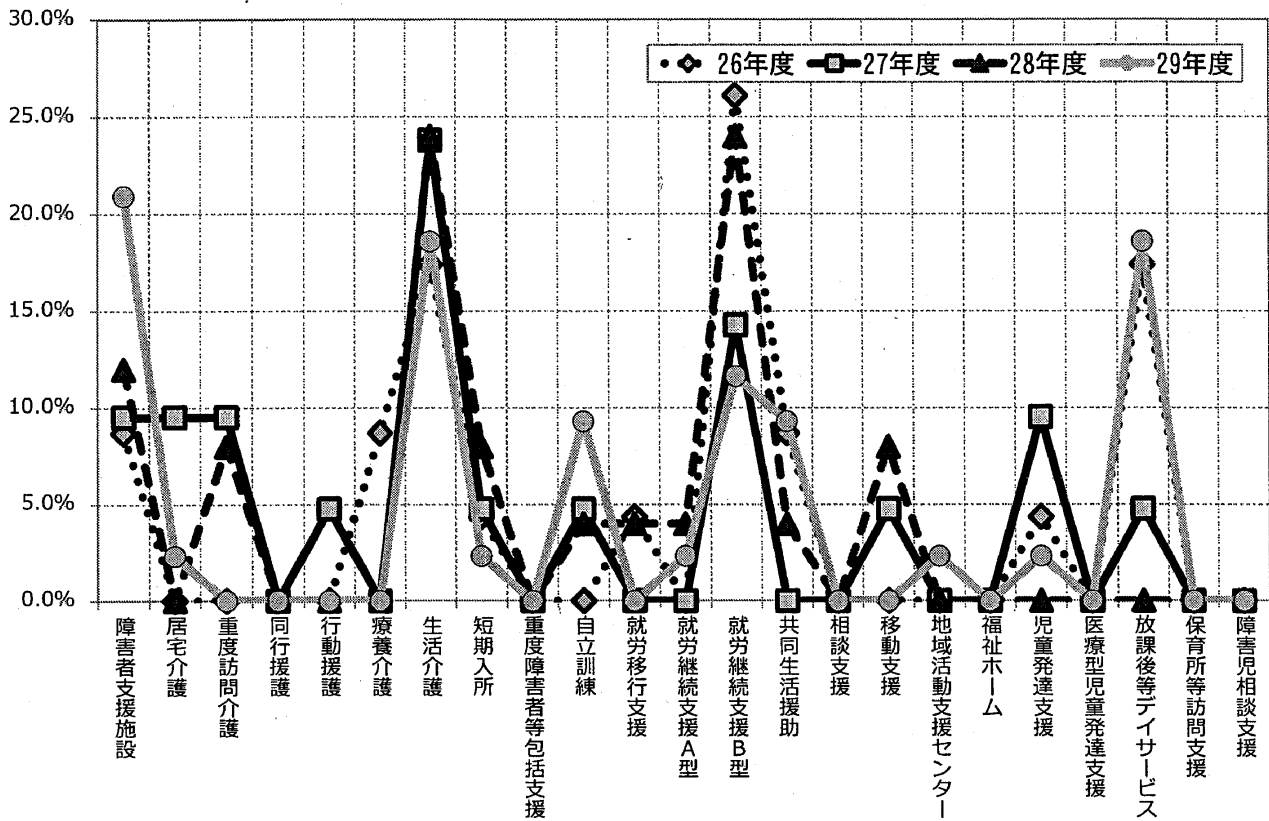
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

03 施設従事者等による虐待 (29年度)



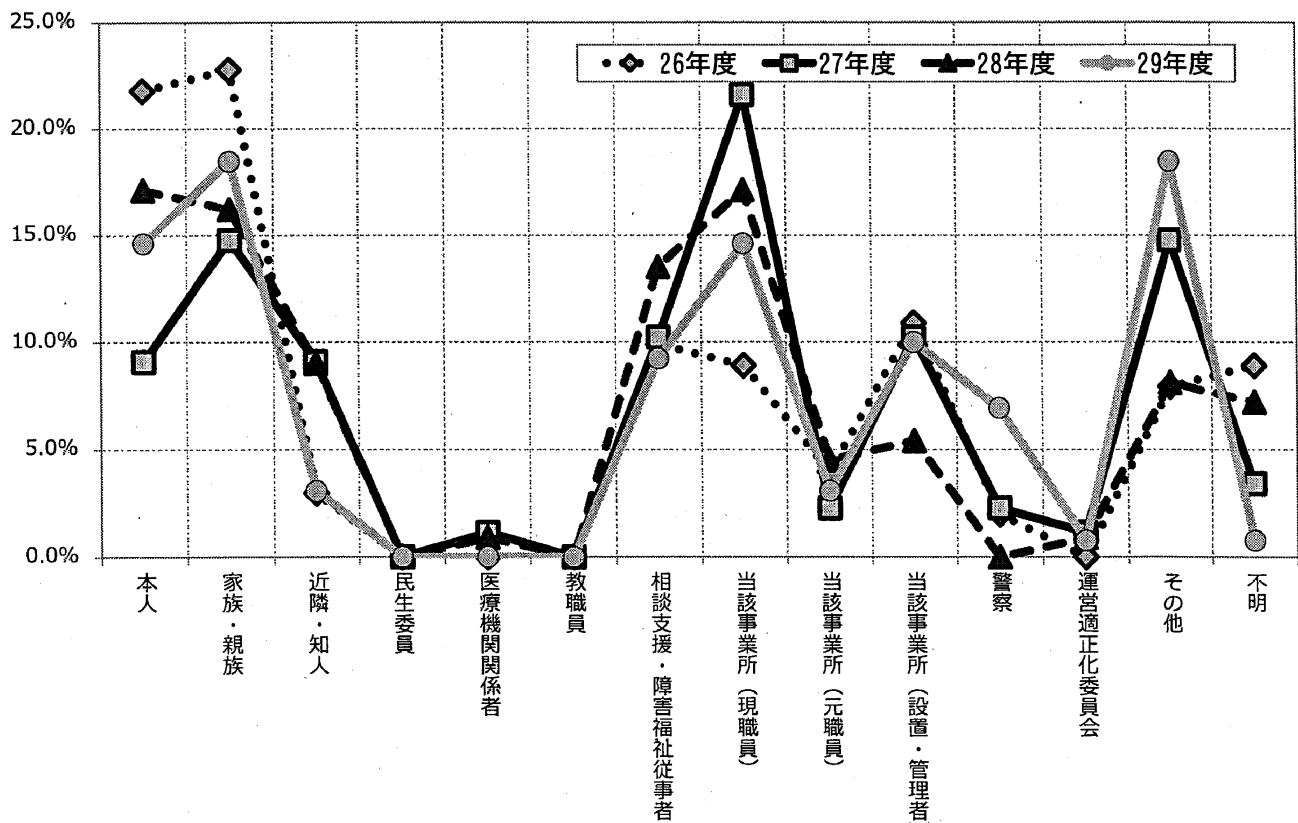
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

04 虐待施設分類別構成比 (施設内・兵庫)



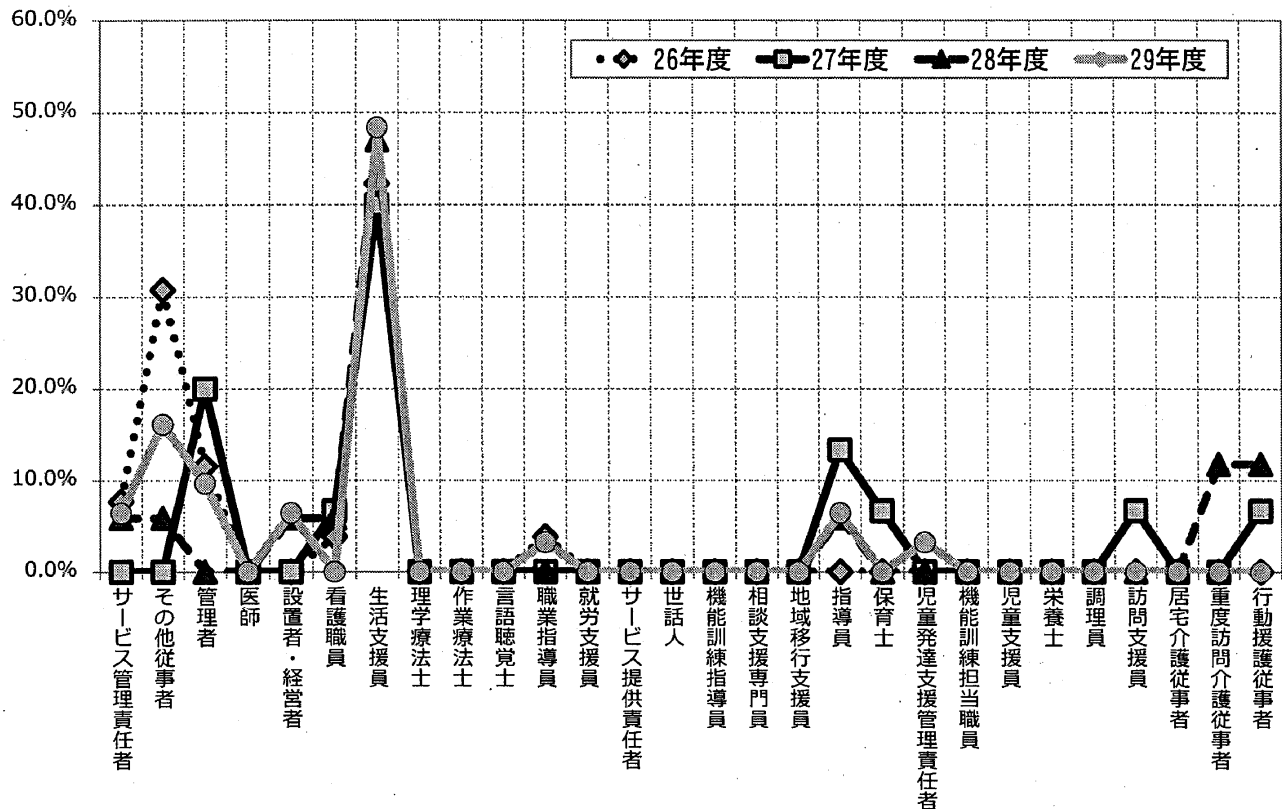
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

05 通報者分類別構成比 (施設内・兵庫)



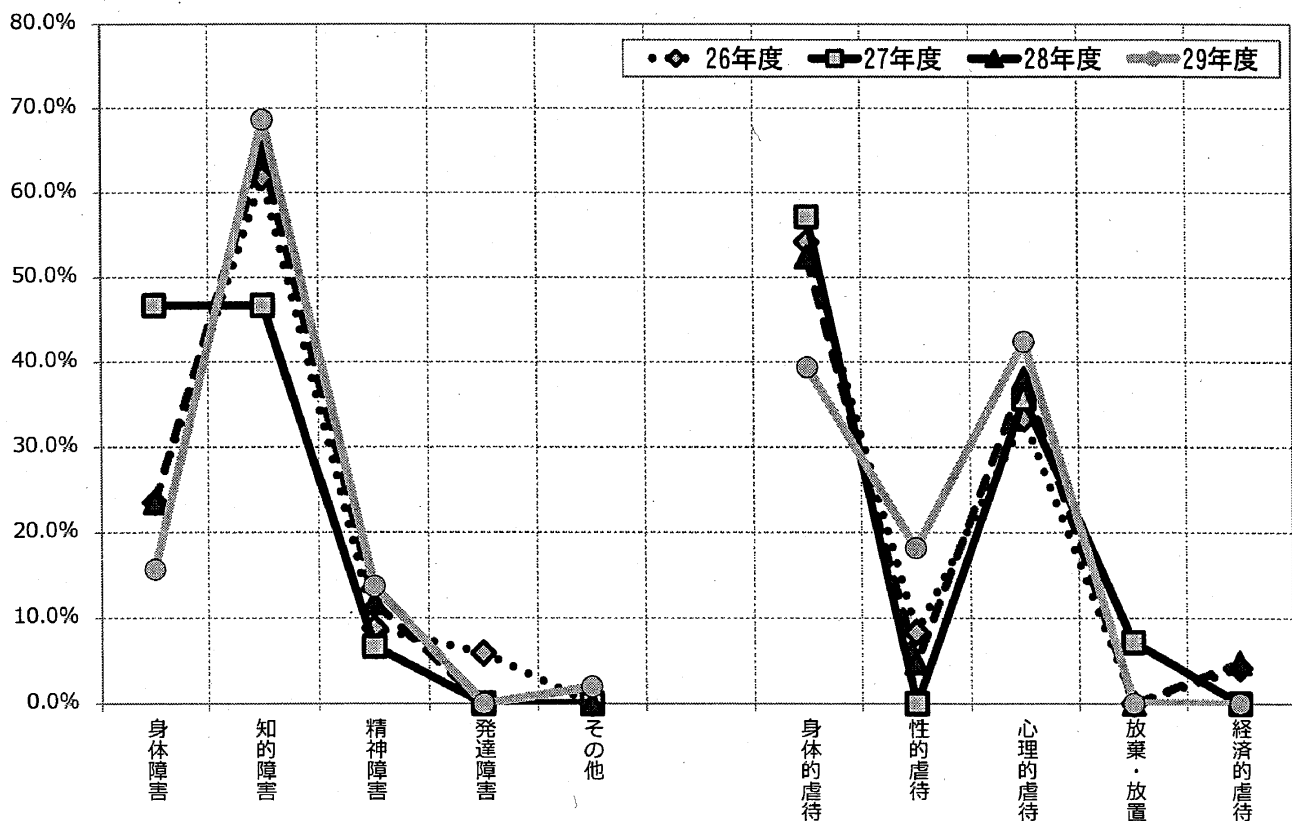
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

06 虐待者分類別構成比 (施設内・兵庫)



兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

07 被虐待者分類別構成比 (施設内・兵庫)



兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

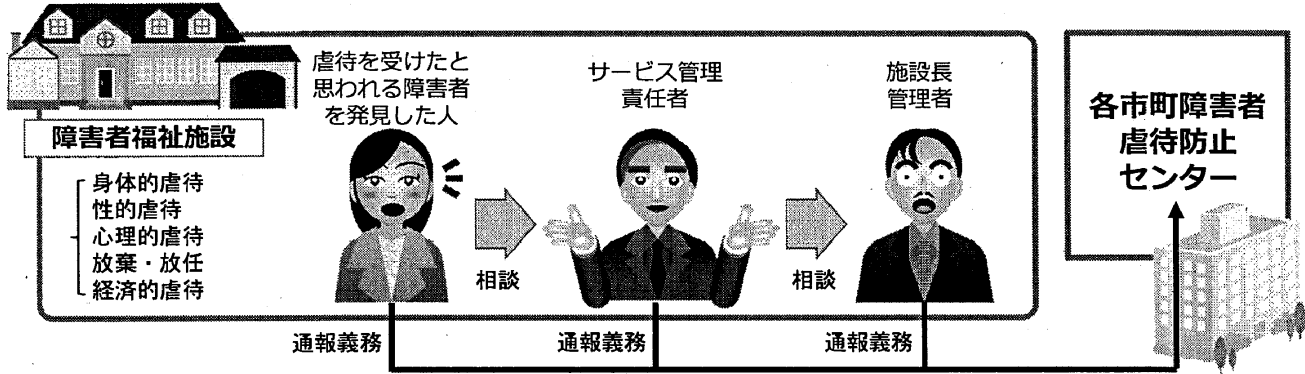
08 通報の徹底と公益通報者保護 (1)

障害者虐待防止法

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。



深刻な虐待事案に共通する事項

- 小さな虐待から大きな虐待へとエスカレート
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者・管理者による組織的な虐待の隠蔽
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 過去にも行政から文書指導等

運営法人の理事長による認識不足

虐待が事業運営の大きなリスクたることの認識が希薄

- ①施設・事業所で虐待がないか総点検
- ②虐待が疑われる事案があったら速やかに通報

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

09 通報の徹底と公益通報者保護 (2)

内部告発者に賠償請求 埼玉・鹿児島の障害者施設 (日本経済新聞 平成27年11月23日)

障害者の通所施設で虐待の疑いに気づき自治体に内部告発した職員が、施設側から名誉毀損などを理由に損害賠償を求められるケースが埼玉県と鹿児島県で起きていることが22日、分かった。障害者虐待防止法では、虐待の疑いを発見した職員は市町村に通報する義務がある。施設側の対応に法曹関係者から「職員が萎縮して、虐待が闇に葬られてしまう」と批判が出ている。

さいたま市の就労支援施設に勤めていた女性元職員(42)は10月、運営主体のNPO法人から約672万円の損害賠償請求を通知する内容証明郵便を受け取った。女性は上司の男性職員が知的障害のある男性利用者2人の裸の写真を撮影し、無料通信アプリで送ってきたり、職場の共用パソコンに保存したりしていたため3月に市へ通報。市は施設へ監査に入った。女性が自主退職した後の6月、虐待を認定、改善勧告を出した。

施設側は「女性はテレビ局の取材も受け、他にも虐待があったと虚偽の説明をした」と主張。「外部からの業務受託の予定が取り消され、損害を受けた」として賠償を求めているが、女性は争う構えで、双方が裁判に訴えている。

鹿児島市の就労支援施設の男性元職員(48)は、6月に運営会社から鹿児島簡裁に提訴された。男性は同社で働いていた昨年秋、女性利用者から「幹部職員にバインダーで頭をたたかれた」と聞いた。半信半疑だったが、他の利用者に対する虐待の目撃証言が別の関係者からもあったため、2月に市へ通報した。

施設側は虐待を否定。「事実無根の中傷で名誉を毀損された」などとして110万円の損害賠償を求めている。市は虐待の認定に至っていないが、担当者は「男性がうそをついているとは思っていない。虐待防止法の趣旨からすると、提訴はあるべきことではない」としている。→H29.12双方訴えを取り下げ

刑法

(名誉毀損)

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 [略]

(公共の利害に関する場合の特例)

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2~3 [略]

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

10 通報の徹底と公益通報者保護 (3)

公益通報者保護法

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者〔略〕が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先〔略〕又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者〔略〕、行政機関又は〔略〕必要であると認められる者〔略〕に通報することをいう。

2 〔略〕

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

- 一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実〔略〕

公益通報の要件

- ①労働者による通報であること（元従業員は対象外）
- ②通報が不正の目的（積極的な害意）でなされていないこと（通説では事業者側に立証責任）
- ③労務提供先等に関する通報であること（私生活等除外）
- ④通報対象事実を含む通報であること
 - (ア) 生命・財産等の保護に関わる法律に違反する行為
 - (イ) 実効性が刑罰により担保される法令違反行為の事実
- ⑤指定の通報先（内部通報、行政機関通報、外部通報）に通報すること（深刻な風評被害を避けるため内部優先）

保護の内容

- ①公益通報を理由とする解雇の無効（第3条）
- ②派遣元との派遣契約の解除無効（第4条）
- ③減給・降格等事実上の不利益取扱い禁止（第5条）

留意事項等

- ①公益通報者保護法が対象とする「刑法等の犯罪事実」と、虐待防止法が対象とする「障害者虐待の事実」は必ずしも一致しない。

例えば、暴言（アホ等）は形式的には侮辱罪に該当するが親告罪であり捜査対象行為となりにくい。また、刑法上の暴行は「人への有形力の行使」だが、虐待防止法は「身体に外傷のおそれがない暴行」は除外されている。

- ②一方で、裁判を受ける権利は憲法で保障されており、名誉毀損での訴訟は妨げられない。

- ③保護の対象となるか否かは通報時における「**真実相当性**」が判断材料になり、仮に虐待が認定されなかったとしても、それをもって保護対象から外れるわけではない。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

11 身体拘束をしない支援の検討

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

（身体拘束等の禁止）

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

1 やむを得ず身体拘束をするときの三要件

切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い

非代替性

身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がない

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的である

2 組織として慎重に検討・決定し、個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつ行うのか（身体拘束を行うことの評価と検証）

3 本人・家族に対して具体的に説明

本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る（どのような拘束を行うのかをできるだけ具体的に説明）

4 支援記録の記載と頻回な経過観察

身体拘束を行った時は、支援記録等にその都度記載する（頻回な経過観察 ※例えば、精神保健福祉法では1時間1回）

- ①車椅子やベッド等に縛り付ける
- ②手指の機能の制限のためにミトン型手袋を付ける
- ③行動制限のためにつなぎ服を着せる
- ④利用者を押さえつける
- ⑤落ち着かせるために向精神薬を過剰服薬させる
- ⑥鍵のかかった居室等に隔離する

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 研修制度の見直しについて

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について(現行)

(基準)

- サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人
※利用者数61以上:1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - ・グループホーム・・・利用者30人:1人
※利用者数31以上:1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

(経緯)

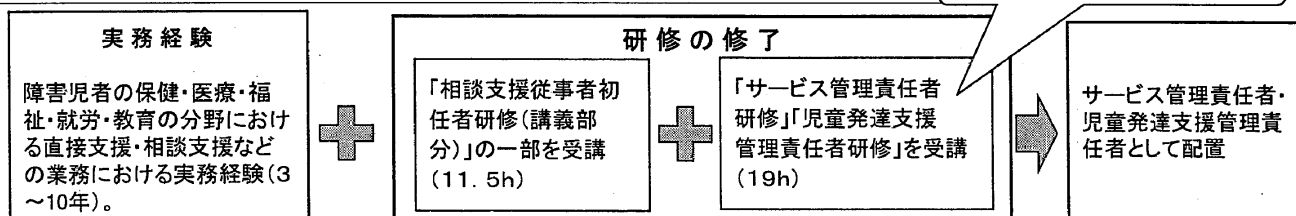
- サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。
- 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

(現状)

- 平成18年度から平成28年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が148,347人、児童発達支援管理責任者研修が32,624人。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】

一部講義及び演習は分野別に実施



サービス管理責任者の実務経験

	業務の範囲	業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）		3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

児童発達支援管理責任者の実務経験

	業務の範囲	業務内容	実務経験年数
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	②直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		学校に従事する者	
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者	
③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)	
	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。

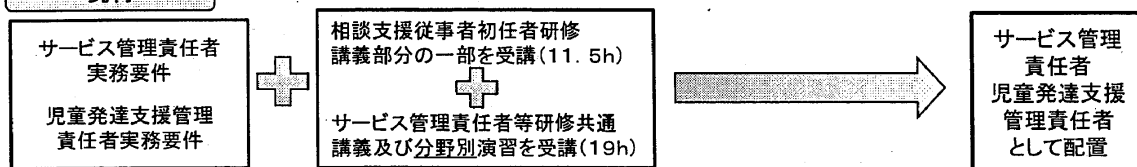


- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施している厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発に取り組んでいる。

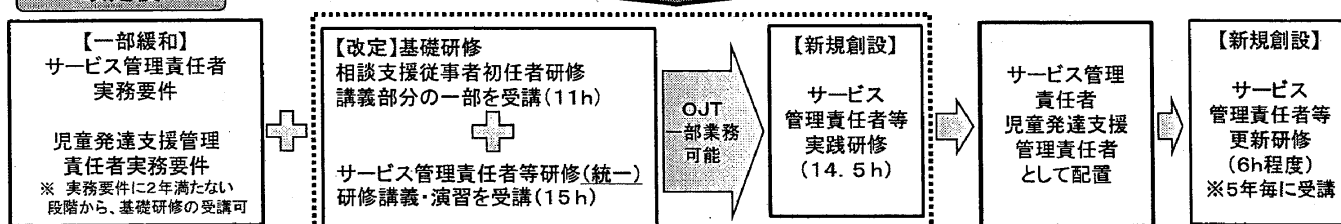
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している



【新規創設】専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表(案)

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(見直し後)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習(現行)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(見直し後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
演習	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

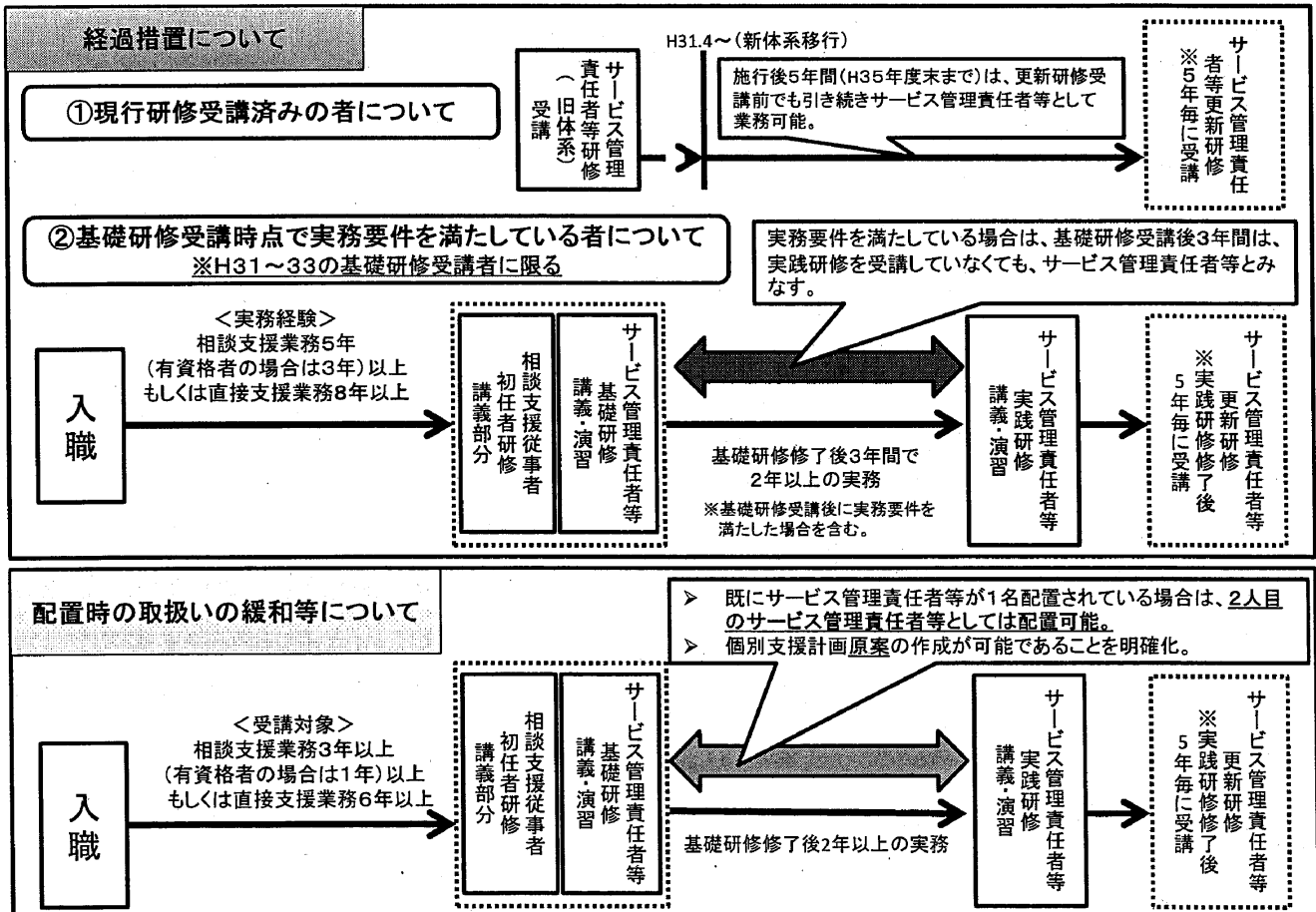
更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
講義・演習	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※ 実践研修は平成31年度の2年後より実施

※1 更新研修については、平成31年度から実施

※2 当面は1及び2もしくは1及び3の項目のみの実施でも可とする

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



研修受講年度別サービス管理責任者として従事可能時期

	2019年度 (H31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
30年度 受講済	サービス管理責任者として従事可能					サービス管理責任者として従事可能					更新	
2019年度 (31年度) 受講者	基礎 研修	サービス管理責任者とみなす (基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者) 3年間で2年以上の実務			OJT(5年のうち2年以上)		実践 研修	サービス管理責任者として従事可能(実務要件を満たして以降)				更新
2020年度 受講者	基礎 研修	サービス管理責任者とみなす (基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者) 3年間で2年以上の実務			OJT(5年のうち2年以上)		実践 研修	サービス管理責任者として従事可能(実務要件を満たして以降)				更新
2021年度 受講者	基礎 研修	サービス管理責任者とみなす (基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者) 3年間で2年以上の実務			OJT(5年のうち2年以上)		実践 研修	サービス管理責任者として従事可能(実務要件を満たして以降)				更新
2022年度 受講者	基礎 研修	OJT(5年のうち2年以上)			実践 研修	サービス管理責任者として従事可能					更新	
2023年度 受講者	基礎 研修	OJT(5年のうち2年以上)			実践 研修	サービス管理責任者として従事可能					更新	

(注) 実践研修の受講は、最短で受講できる年度欄に記載している。

事務連絡
平成31年1月18日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る猶予措置の終了に当たっての留意事項について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者総合支援法に基づく療養介護等を提供するに当たっては、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）」に基づき、実務経験を満たし、提供するサービスに応じた分野のサービス管理責任者等研修（以下「研修」という。）を受講した者をサービス管理責任者として配置することとされております（児童発達支援管理責任者については、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」に要件を規定）。

指定障害福祉サービス事業所又は指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（障害児入所施設等で提供される障害児通所支援又は障害児入所支援）の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日（当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日）から起算して1年間は、研修を修了しているものとみなす規定（別紙1参照。以下「猶予措置」という。）を設けております。

この猶予措置においては、平成30年4月1日以降に事業を開始している場合、認められている特例が今年度末（平成31年3月31日）をもって終了とされているため、猶予措置終了後は実務経験者であっても研修を修了していない場合は、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についての人員配置が基準上満たせていないこととなります。

つきましては、各都道府県におかれましては、上記にご留意いただき、

- ① 管内において、来年度以降の事業所開設の際には、実務経験及び研修修了の要件を満たしたサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置が必須であることの周知徹底を図ること
 - ② 研修の開催においては、早期に事業所開設を予定している事業者からの受講申込者について優先的に受講できるようにすること
- 等、来年度以降の障害福祉サービス等の提供に向けて遺漏なきようご対応願います。

また、既にお知らせしておりますとおり、来年度以降、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に関する研修体系等の全体的な見直し（別紙2参照）を予定しており、それに伴い、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る要件についての緩和等を実施いたしますので、周知を図っていただきますよう併せてご対応願います。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

地域生活支援推進室 相談支援係

TEL：03-5253-1111（内 3149, 3043）

FAX：03-3591-8914

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 50 条第 1 項第 4 号及び第 215 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)、第 5 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 12 条第 1 項第 5 号及び第 90 条第 2 項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 12 条第 2 項及び附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 50 条第 1 項第 4 号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第 4 条第 1 項第 1 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第 12 条第 1 項第 5 号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「障害者支援施設基準」という。）第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）

イ （略）

- ロ 指定障害福祉サービス（法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して 1 年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合には、平成 31 年 3 月 31 日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

以下（略）

- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は 1 及び 2 に定める要件を満たす者とする。

1・2 (略)

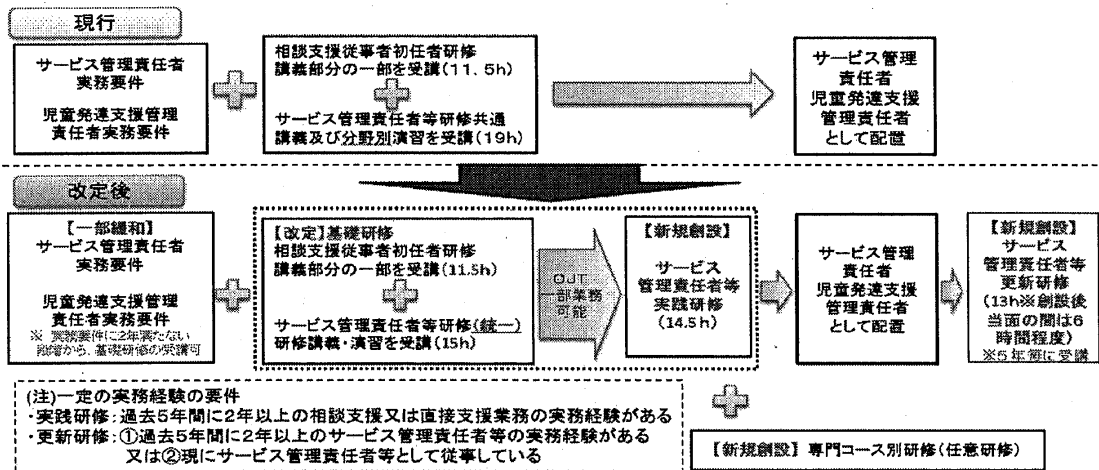
- 3 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して 1 年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成 30 年 4 月 1 日以降の場合にあつては平成 31 年 3 月 31 日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。

以下 (略)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現行	見直し後
<p>① 実務経験の一部緩和</p> <p>○直接支援業務 10年</p> <p>○実務経験を満たして研修受講</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援業務 5年 ・ 直接支援業務 10年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年 	<p>○直接支援業務 8年</p> <p>○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援業務 5年→3年 ・ 直接支援業務 8年→6年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年→1年
<p>② 配置時の取扱いの緩和</p> <p>○研修修了後にサービス管理責任者として配置可</p> <p>○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可</p>	<p>○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2人目のサービス管理責任者として配置可</p> <p>○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可</p>
<p>③ 研修分野統合による緩和</p> <p>○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達支援管理責任者研修別に研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修了した分野のみ従事可 	<p>○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全分野のサービスに従事可 ・ 平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

指導監査における主な指摘事項（平成29年度）①

種別	指 摘 事 項
人員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所ごとに職員の職種・勤務形態等を記載した勤務表等を作成して常勤換算数が把握できるようにし、勤務体制を確保すること。〔居宅介護・重度訪問介護〕 ○ 前年度の利用実績により配置数が異なる職種がある場合は、前年度実績を集計して記録として残しておくこと。〔生活介護、就労継続〕 ○ 資格要件を満たす管理者及びサービス管理責任者が配置されていない期間がある。〔就労継続〕 ○ サービス管理責任者が同一敷地内に所在しない別の事業所の業務にも従事し、常勤専従していなかった。〔就労継続〕 ○ 基準上必要な職業指導員が配置されていない。〔就労継続〕 ○ 指導員等が人員基準を満たしていない日があった。〔障害児通所〕 ○ 管理者が専従要件を満たしていない。〔障害児通所〕
設備に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居室にブザー又はこれに代わる設備を設置すること。〔短期入所〕 ○ 利用者が相互交流を図ることができる設備をユニット毎に設けること。〔共同生活援助〕
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、結果を記録すること。〔共通〕 ○ 運営規程の内容が実態と異なる箇所があるので見直しを行い、変更届を提出すること。〔共通〕 ○ 運営規程、重要事項説明書を事業所の見やすい場所に掲示していない。〔共通〕 ○ 指定時と異なる用途で設備を使用することとなった場合は変更届を提出すること。〔共通〕 ○ 管理者、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が変更した場合は変更届を提出すること。〔共通〕 ○ 事業所内で発生した事故について、発生原因の検証、再発防止策の検討などの必要な措置を講じること。〔共通〕 ○ 利用者が医療機関を受診する程度の怪我が発生した場合は、市町に事故報告を行うこと。〔共通〕 ○ サービス提供記録について、提供の都度記録し、利用者等の確認を受けていない。〔共通〕 ○ 利用者又は保護者に対して給付費の代理受領通知を行っていない。〔共通〕

指導監査における主な指摘事項（平成29年度）②

種別	指 摘 事 項
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供記録に提供日、内容、従業者名等を明確に記録すること。〔居宅介護・重度訪問介護〕 ○ 従業員に対し、勤務する事業所や従事する職種が明記された辞令を交付すること。〔居宅介護・重度訪問介護〕 ○ 報酬等の改正が行われた時は、文書を交付して説明、同意を得ておくこと。 ○ 計画の作成や変更に係るアセスメント・モニタリング、利用者等との面接や、計画の作成・変更に係る担当者会議の開催等はサービス管理責任者自らが行うこと。〔共同生活援助〕 ○ 身体拘束を行う場合には、態様、時間、利用者の心身の状況等を記録すること。〔生活介護〕 ○ 送迎記録簿を作成すること。〔生活介護〕 ○ モニタリングが適切な時期に行われていない。個別支援計画の見直しが6か月に1回以上行われていない。〔就労継続〕 ○ 従業者に対する虐待防止研修の実施など、虐待防止の取組が行われていない。〔就労継続〕 ○ 運営規程のサービス提供内容の中に、施設外就労を位置付けること。〔就労継続〕 ○ 苦情、相談の内容、対応、処理結果等の記録を作成し、補完すること。〔就労継続〕 ○ 災害・虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超過して受け入れないこと。〔障害児通所〕 ○ 心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するフェイスシートを作成すること。〔障害児通所〕 ○ 協力医療機関との間で、協力内容に関する文書を取り交わすこと。〔障害児通所〕 ○ 利用者負担の支払いを受けているが領収書を発行していない。〔障害児通所〕

指導監査における主な指摘事項（平成29年度）③

種別	指 摘 事 項
給付費の算定に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 欠席に係る相談の記録が整備されていないのに、欠席時対応加算が算定されている。〔共通〕 ○ 初回加算を算定する場合はサービス提供責任者が同行訪問した旨を記載すること。〔居宅介護・重度訪問介護〕 ○ 2人でサービス提供を行った場合は、その必要性を記録しておくこと。〔居宅介護・重度訪問介護〕 ○ 配置加算を算定している場合は、当該職員の勤務実態が確認できる書類を整備すること。〔就労継続〕 ○ 医師が発行する食事箋の内容が療養食加算の要件を満たすものか、医師に確認を行うこと。〔施設入所〕 ○ 家庭連携加算を算定しているが、相談援助等支援内容の記載がない。〔障害児通所〕 ○ 事業所内相談支援加算を算定しているが、相談援助等支援内容の記載がない。〔障害児通所〕

兵庫県ホームページ：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw17_000000038.html

平成30年度中の兵庫県下の障害福祉サービス事業者等の処分案件

処分者	サービス名	取消・効力停止年月日	処分	概要	処分理由
兵庫県	児童発達支援 放課後等デイサービス	2019/1/21	指定取消	虚偽申請	第三者に依頼して偽造作成した実務経験証明書を添付して、事業所の指定を受けた。
				人員基準違反	要件を満たす直接支援職員が未配置であり、かつ実在しない者を児童発達支援管理責任者とするなど、人員が指定基準を満たしていなかった。
				不正請求	指定当初から人員基準を満たしていなかったにもかかわらず、不正に報酬を請求し、これを受領した。
神戸市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2018/5/1	指定取消	不正請求	サービスを提供していないにもかかわらず、不正に報酬を請求し受領した。
姫路市	共同生活援助	2018/4/20	全部効力停止 (6か月)	人格尊重義務違反	利用者の人格や尊厳を著しく侵害する行為を行った。
				運営基準違反	利用者から支払いを受けた食材料費で購入した食材で従業者が自らの食事を作り、喫食した。
				虚偽報告	実際には勤務していない者の名義を用いた虚偽のサービス提供記録を作成し、監査において市に提出した。
				虚偽答弁及び 監査妨害	市の監査において、虚偽答弁と監査妨害を行った。
姫路市	生活介護	2018/5/1	指定取消	虚偽申請	実際には配置する予定のない医師の名義を無断で使用し、医師の配置基準を満たすかのような虚偽の申請を行い、事業所の指定を受けた。
				人員基準違反	事業所の指定後5年間、医師を配置せず、人員が指定基準を満たしていなかった。
				不正又は著しく 不当な行為	医師を配置しておらず、医師配置基準を満たしていないことを隠ぺいするために、配置医師契約書を偽造し、市に提出した。
				不正請求	医師を配置していなかったにもかかわらず、医師配置減算をせずに介護給付費を不正に過大に請求し、これを受領した。
				虚偽報告	実際には医師が勤務していなかったにもかかわらず、医師が勤務していたとする虚偽の勤務実績表を作成し、監査において市に提出した。
西宮市	就労移行支援 就労継続支援B型	2018/8/10	指定取消	人員基準違反	管理者兼サービス管理責任者が実際には他の事業所にて勤務していた。
				不正請求	虚偽の記録を作成し、人員基準欠如減算のないものとして不正に報酬を請求し受領した。
				虚偽報告	監査において、虚偽の勤務表及び勤務記録を提出した。
				出頭及び監査の拒否	人員基準違反および不正請求についての事実確認のための出頭及び監査を拒否した。

(公印省略)
障福第 2374 号
平成 31 年 3 月 22 日

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

平成 31 年 4 月下旬からの大型連休への対応について

平素は本県の障害福祉の推進に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が施行され、また、「国民の祝日に関する法律」第 3 条の規定により、事業所によっては運営規程に基づけば、平成 31 年 4 月 27 日の土曜日を含め、最大で 10 日間の連休となることが見込まれます。

一方で、障害福祉サービスを利用されている方の中には、長期間障害福祉サービスを利用することができないことで、日常生活に支障をきたす恐れがある方もおられると見込まれます。

このため、各事業所におかれては、この様な利用者がおられる場合には、連休の途中でサービス利用日を設定するなど、柔軟に対応いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

障害福祉課 TEL 078-341-7711 (代表)

〈居宅系、短期入所、GH〉

障害政策班 内線 2966、2969

〈日中活動（就労系除く）〉

障害施設整備班 内線 2968、3012

報酬改定及び留意事項（居宅系、GH、相談支援）

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の取扱いについて

新年度の提出期限

○ 処遇改善加算計画書

4月15日（月）まで → 4月から算定

○ 前年度実績等により4月から変更が生じる場合

4月15日（月）まで → 4月から算定

※ 就労系サービス及び児童通所系サービスについては、別途、取扱いをお知らせします。

○ 制度変更のない加算届（加算単位が増える場合）

※ 4月から算定分については、既に締切済

4月15日（月）までに提出 → 5月から算定

5月15日（水）までに提出 → 6月から算定

2019年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成31（2019）年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容（10月施行）

- 新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善 改定率 +1.56%
- 訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直し
- 消費税率10%への引上げに伴う報酬改定 改定率 +0.44%

「新しい経済政策パッケージ」に基づく 処遇改善について

新しい経済政策パッケージ (平成29年12月8日閣議決定) (抜粋)

第2章 人づくり革命

5. 介護人材の処遇改善

(具体的内容)

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、

2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

(実施時期)

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

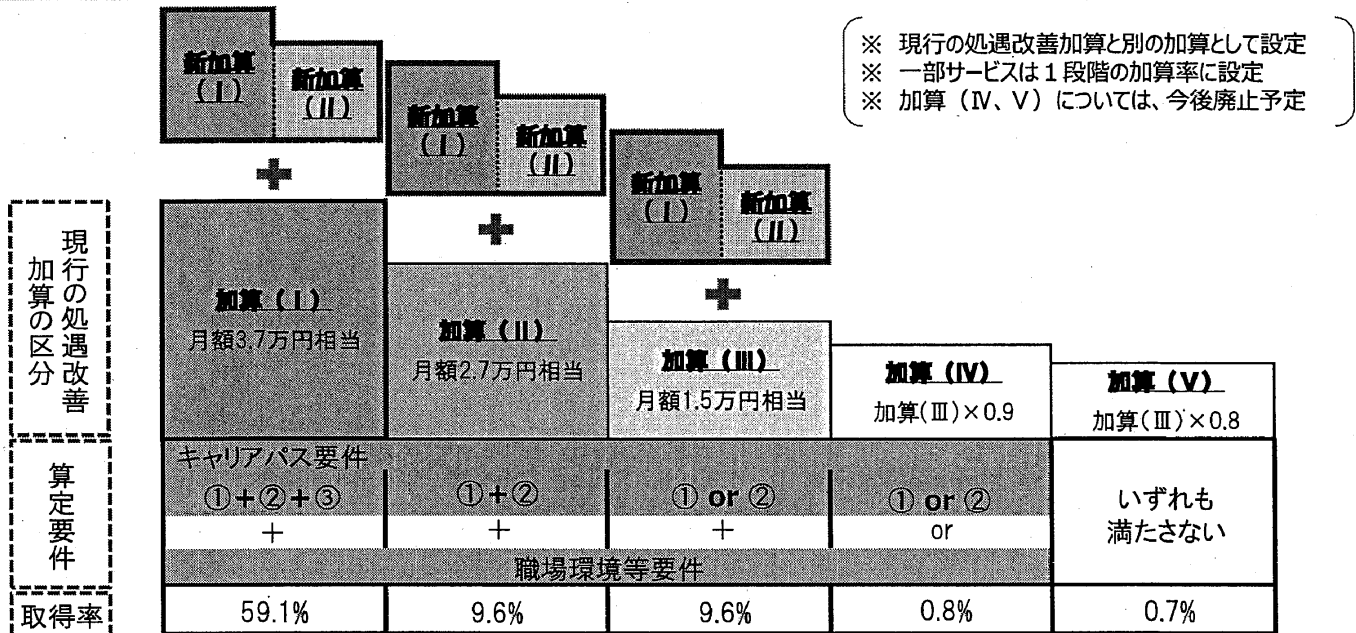
処遇改善加算全体のイメージ

<福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件>

- ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を2段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定
- ※ 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる（1.5倍を超える）場合には、×0.95となるよう設定
- ※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、1段階の加算率に設定



福祉・介護職員等特定処遇改善加算における事業所内配分ルール

- ▶ ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が「役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)」以上となる者を設定・確保すること。

→ リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現

- ▶ 平均の処遇改善額について、
 - ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
 - ・ ③その他の職種(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)を超えない場合に限り)、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。

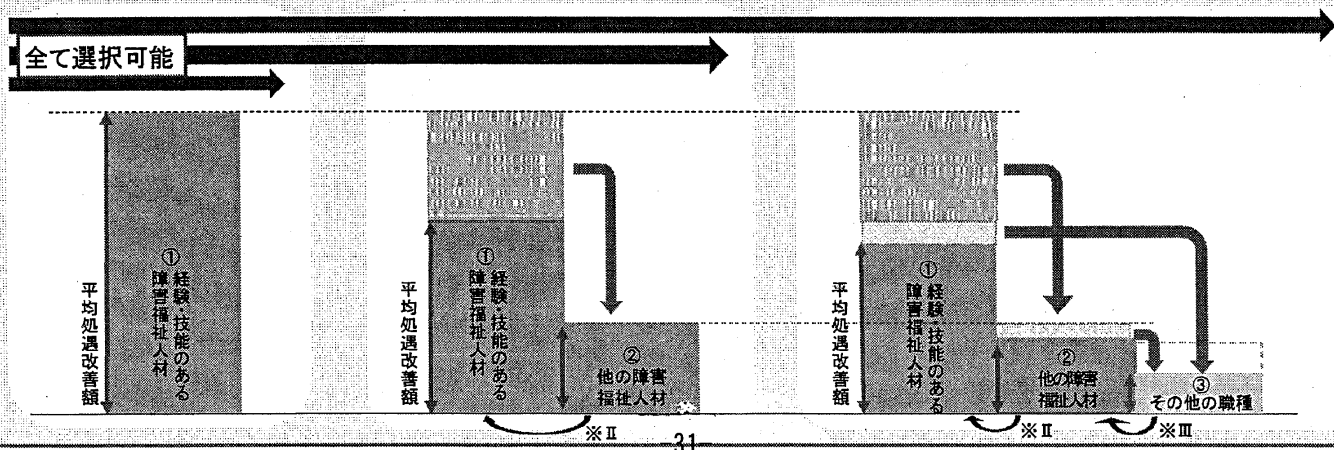
※ ①勤続10年以上の介護福祉士等、②勤続10年未満の介護福祉士等及びその他の福祉・介護職員、③その他(①②以外)の職員

【介護保険と同様の留意点】

- ※1 ①について、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。
- ※2 ①について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。
- ※3 各職員区分内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。
- ※4 平均賃金について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

- ※Ⅰ ①について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。(算定根拠と同様)
- ※Ⅱ 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員については、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。
- ※Ⅲ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。(③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。)



現行の福祉・介護職員処遇改善加算の 加算率の一部見直しについて

現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の一部見直しについて

対応方法

<2021年度報酬改定に向けた対応>

- 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

<2019年度報酬改定における暫定的な見直し>

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。なお、重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所を見直しの対象とする。2019年10月から適用される具体的な加算率の見直し内容は、以下のとおり。

	現行の加算率		
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%

見直し後の加算率		
加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
30.2%	22.0%	12.2%
19.1%	13.9%	7.7%
25.0%	18.2%	10.1%
30.2%	22.0%	12.2%

障害福祉サービス等に関する 消費税の取扱い等について

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

<消費税率引上げに伴う報酬改定率について>

○ 消費税率10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。
- 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

※1 消費税率8%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて改定率を算出する。

※2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税経費割合(加重平均)) × (110/108-1)

<報酬改定の方法について>

○ 基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合(※)に税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※ 課税経費割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

○ 加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位数に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位上乗せ率 + 加算に係る上乗せ率)

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	見直し前
<p>《訪問系サービス》</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>249単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>393単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>571単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>652単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>734単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>815単位</u></p>	<p>《訪問系サービス》</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>248単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>392単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>570単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>651単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>732単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>813単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>894単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>248単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>392単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>570単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>651単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>732単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>813単位</u></p>

<p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>896単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>232単位</u></p> <p>(5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 <u>268単位</u></p> <p>(6) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>302単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数</p> <p>ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>268単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>336単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した単位数</p> <p>ホ (略)</p> <p>第2 重度訪問介護</p> <p>重度訪問介護サービス費</p> <p>イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>366単位</u></p> <p>(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>457単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>549単位</u></p> <p>(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 <u>639単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 <u>731単位</u></p>	<p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>894単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>231単位</u></p> <p>(5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 <u>267単位</u></p> <p>(6) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>301単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数</p> <p>ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>267単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>335単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した単位数</p> <p>ホ (略)</p> <p>第2 重度訪問介護</p> <p>重度訪問介護サービス費</p> <p>イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>365単位</u></p> <p>(4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>456単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>548単位</u></p> <p>(6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 <u>638単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 <u>730単位</u></p>
---	---

ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	403 単位	ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	402 単位
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	587 単位	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	586 単位
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	735 単位	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	733 単位
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	884 単位	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	882 単位
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,032 単位	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,030 単位
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,182 単位	ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,179 単位
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,330 単位	チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,327 単位
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,480 単位	リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,477 単位
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,628 単位	ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,624 単位
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,777 単位	ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,773 単位
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,925 単位	ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,921 単位
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,075 単位	ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,070 単位
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,223 単位	カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,218 単位
コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,373 単位	コ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,368 単位
ク 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,520 単位	ク 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,514 単位
第 5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費		第 5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費	
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合		イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	202 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	201 単位
(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合	302 単位に所要時間 1 時間	(2) 所要時間 1 時間以上 12 時間未満の場合	301 単位に所要時間 1 時間

から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数		30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数	
(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合	2,500 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数	(3) 所要時間 12 時間以上 24 時間未満の場合	2499 単位に所要時間 12 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数
ロ 短期入所を提供した場合（1 日につき）	949 単位	ロ 短期入所を提供した場合（1 日につき）	946 単位
ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1 日につき）	1,000 単位	ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1 日につき）	997 単位
《日中活動系サービス》		《日中活動系サービス》	
第 1 療養介護 療養介護サービス費（1 日につき）		第 1 療養介護 療養介護サービス費（1 日につき）	
イ 療養介護サービス費		イ 療養介護サービス費	
(1) 療養介護サービス費（I）		(1) 療養介護サービス費（I）	
(一) 利用定員が 40 人以下	948 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	943 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	922 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	917 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	875 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	870 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	838 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	833 単位
(2) 療養介護サービス費（II）		(2) 療養介護サービス費（II）	
(一) 利用定員が 40 人以下	690 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	686 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	655 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	651 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	608 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	605 単位

四 利用定員が81人以上	578 単位	四 利用定員が81人以上	575 単位
(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)		(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	
一 利用定員が40人以下	546 単位	一 利用定員が40人以下	543 単位
二 利用定員が41人以上60人以下	517 単位	二 利用定員が41人以上60人以下	514 単位
三 利用定員が61人以上80人以下	488 単位	三 利用定員が61人以上80人以下	485 単位
四 利用定員が81人以上	466 単位	四 利用定員が81人以上	463 単位
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)		(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
一 利用定員が40人以下	437 単位	一 利用定員が40人以下	435 単位
二 利用定員が41人以上60人以下	401 単位	二 利用定員が41人以上60人以下	399 単位
三 利用定員が61人以上80人以下	374 単位	三 利用定員が61人以上80人以下	372 単位
四 利用定員が81人以上	354 単位	四 利用定員が81人以上	352 単位
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)		(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
一 利用定員が40人以下	437 単位	一 利用定員が40人以下	435 単位
二 利用定員が41人以上60人以下	401 単位	二 利用定員が41人以上60人以下	399 単位
三 利用定員が61人以上80人以下	374 単位	三 利用定員が61人以上80人以下	372 単位
四 利用定員が81人以上	354 単位	四 利用定員が81人以上	352 単位
ロ 経過の療養介護サービス費		ロ 経過の療養介護サービス費	
一 利用定員が40人以下	886 単位	一 利用定員が40人以下	881 単位
二 利用定員が41人以上60人以下	886 単位	二 利用定員が41人以上60人以下	881 単位
三 利用定員が61人以上80人以下	857 単位	三 利用定員が61人以上80人以下	852 単位
四 利用定員が81人以上	823 単位	四 利用定員が81人以上	819 単位
第2 生活介護		第2 生活介護	
生活介護サービス費(1日につき)		生活介護サービス費(1日につき)	

イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
一 区分6	1,291 単位	一 区分6	1,283 単位
二 区分5	969 単位	二 区分5	963 単位
三 区分4	687 単位	三 区分4	683 単位
四 区分3	617 単位	四 区分3	613 単位
五 区分2以下	564 単位	五 区分2以下	561 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
一 区分6	1,151 単位	一 区分6	1,144 単位
二 区分5	859 単位	二 区分5	854 単位
三 区分4	605 単位	三 区分4	601 単位
四 区分3	544 単位	四 区分3	541 単位
五 区分2以下	496 単位	五 区分2以下	493 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
一 区分6	1,111 単位	一 区分6	1,104 単位
二 区分5	824 単位	二 区分5	819 単位
三 区分4	573 単位	三 区分4	570 単位
四 区分3	507 単位	四 区分3	504 単位
五 区分2以下	464 単位	五 区分2以下	461 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
一 区分6	1,055 単位	一 区分6	1,049 単位
二 区分5	789 単位	二 区分5	784 単位
三 区分4	554 単位	三 区分4	551 単位
四 区分3	498 単位	四 区分3	495 単位

(五) 区分2以下	450 単位	(五) 区分2以下	447 単位
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	1,038 単位	(一) 区分6	1,032 単位
(二) 区分5	773 単位	(二) 区分5	768 単位
(三) 区分4	540 単位	(三) 区分4	537 単位
(四) 区分3	483 単位	(四) 区分3	480 単位
(五) 区分2以下	433 単位	(五) 区分2以下	430 単位
ロ 共生型生活介護サービス費		ロ 共生型生活介護サービス費	
(1) 共生型生活介護サービス費(I)	698 単位	(1) 共生型生活介護サービス費(I)	694 単位
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	859 単位	(2) 共生型生活介護サービス費(II)	854 単位
ハ 基準該当生活介護サービス費		ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	698 単位	(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	694 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	859 単位	(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	854 単位
第3 短期入所		第3 短期入所	
短期入所サービス費(1日につき)		短期入所サービス費(1日につき)	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(I)		(1) 福祉型短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	902 単位	(一) 区分6	896 単位
(二) 区分5	766 単位	(二) 区分5	761 単位
(三) 区分4	633 単位	(三) 区分4	629 単位
(四) 区分3	569 単位	(四) 区分3	565 単位
(五) 区分1及び区分2	497 単位	(五) 区分1及び区分2	494 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(II)		(2) 福祉型短期入所サービス費(II)	

(一) 区分6	588 単位	(一) 区分6	584 単位
(二) 区分5	515 単位	(二) 区分5	512 単位
(三) 区分4	310 単位	(三) 区分4	308 単位
(四) 区分3	234 単位	(四) 区分3	233 単位
(五) 区分1及び区分2	168 単位	(五) 区分1及び区分2	167 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(III)		(3) 福祉型短期入所サービス費(III)	
(一) 区分3	766 単位	(一) 区分3	761 単位
(二) 区分2	601 単位	(二) 区分2	597 単位
(三) 区分1	497 単位	(三) 区分1	494 単位
(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)		(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)	
(一) 区分3	515 単位	(一) 区分3	512 単位
(二) 区分2	272 単位	(二) 区分2	270 単位
(三) 区分1	168 単位	(三) 区分1	167 単位
(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)		(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	1,103 単位	(一) 区分6	1,096 単位
(二) 区分5	968 単位	(二) 区分5	962 単位
(三) 区分4	834 単位	(三) 区分4	829 単位
(四) 区分3	771 単位	(四) 区分3	766 単位
(五) 区分1及び区分2	699 単位	(五) 区分1及び区分2	695 単位
(6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)	
(一) 区分6	790 単位	(一) 区分6	785 単位
(二) 区分5	718 単位	(二) 区分5	713 単位
(三) 区分4	512 単位	(三) 区分4	509 単位
(四) 区分3	437 単位	(四) 区分3	434 単位

(五) 区分1及び区分2	369 単位	(五) 区分1及び区分2	367 単位
(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	968 単位	(一) 区分3	962 単位
(二) 区分2	803 単位	(二) 区分2	798 単位
(三) 区分1	699 単位	(三) 区分1	695 単位
(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	718 単位	(一) 区分3	713 単位
(二) 区分2	474 単位	(二) 区分2	471 単位
(三) 区分1	369 単位	(三) 区分1	367 単位
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,907 単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,889 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,703 単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,686 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,690 単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,679 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,785 単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,768 単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,571 単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,555 単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,588 単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,578 単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,027 単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,014 単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,893 単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,881 単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,217 単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,209 単位
ニ 共生型短期入所サービス費		ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	766 単位	(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	761 単位
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	234 単位	(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	233 単位
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	964 単位	(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	958 単位

(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	435 単位	(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	432 単位
ホ 基準該当短期入所サービス費		ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	766 単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	761 単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	234 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	233 単位
《施設系サービス》		《施設系サービス》	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	458 単位	(1) 区分6	455 単位
(2) 区分5	386 単位	(2) 区分5	384 単位
(3) 区分4	311 単位	(3) 区分4	309 単位
(4) 区分3	235 単位	(4) 区分3	233 単位
(5) 区分2以下	170 単位	(5) 区分2以下	169 単位
ロ 利用定員が41人以上60人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分6	359 単位	(1) 区分6	357 単位
(2) 区分5	300 単位	(2) 区分5	298 単位
(3) 区分4	238 単位	(3) 区分4	236 単位
(4) 区分3	187 単位	(4) 区分3	186 単位
(5) 区分2以下	148 単位	(5) 区分2以下	147 単位
ハ 利用定員が61人以上80人以下		ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分6	298 単位	(1) 区分6	296 単位
(2) 区分5	250 単位	(2) 区分5	248 単位
(3) 区分4	200 単位	(3) 区分4	199 単位

(4) 区分3	<u>164 単位</u>	(4) 区分3	<u>163 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>134 単位</u>	(5) 区分2以下	<u>133 単位</u>
ニ 利用定員が81人以上		ニ 利用定員が81人以上	
(1) 区分6	<u>272 単位</u>	(1) 区分6	<u>270 単位</u>
(2) 区分5	<u>225 単位</u>	(2) 区分5	<u>224 単位</u>
(3) 区分4	<u>180 単位</u>	(3) 区分4	<u>179 単位</u>
(4) 区分3	<u>148 単位</u>	(4) 区分3	<u>147 単位</u>
(5) 区分2以下	<u>127 単位</u>	(5) 区分2以下	<u>126 単位</u>
《居住系サービス》		《居住系サービス》	
第1 共同生活援助		第1 共同生活援助	
1 介護サービス包括型共同生活援助サービス費（1日につき）		1 介護サービス包括型共同生活援助サービス費（1日につき）	
イ 共同生活援助サービス費（I）		イ 共同生活援助サービス費（I）	
(1) 区分6	<u>666 単位</u>	(1) 区分6	<u>661 単位</u>
(2) 区分5	<u>551 単位</u>	(2) 区分5	<u>547 単位</u>
(3) 区分4	<u>470 単位</u>	(3) 区分4	<u>467 単位</u>
(4) 区分3	<u>384 単位</u>	(4) 区分3	<u>381 単位</u>
(5) 区分2	<u>294 単位</u>	(5) 区分2	<u>292 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>244 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>242 単位</u>
ロ 共同生活援助サービス費（II）		ロ 共同生活援助サービス費（II）	
(1) 区分6	<u>615 単位</u>	(1) 区分6	<u>611 単位</u>
(2) 区分5	<u>499 単位</u>	(2) 区分5	<u>496 単位</u>
(3) 区分4	<u>420 単位</u>	(3) 区分4	<u>417 単位</u>
(4) 区分3	<u>333 単位</u>	(4) 区分3	<u>331 単位</u>

(5) 区分2	<u>244 単位</u>	(5) 区分2	<u>242 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>199 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>198 単位</u>
ハ 共同生活援助サービス費（III）		ハ 共同生活援助サービス費（III）	
(1) 区分6	<u>582 単位</u>	(1) 区分6	<u>578 単位</u>
(2) 区分5	<u>466 単位</u>	(2) 区分5	<u>463 単位</u>
(3) 区分4	<u>386 単位</u>	(3) 区分4	<u>383 単位</u>
(4) 区分3	<u>300 単位</u>	(4) 区分3	<u>298 単位</u>
(5) 区分2	<u>210 単位</u>	(5) 区分2	<u>209 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>171 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>170 単位</u>
ニ 共同生活援助サービス費（IV）		ニ 共同生活援助サービス費（IV）	
(1) 区分6	<u>696 単位</u>	(1) 区分6	<u>691 単位</u>
(2) 区分5	<u>581 単位</u>	(2) 区分5	<u>577 単位</u>
(3) 区分4	<u>500 単位</u>	(3) 区分4	<u>497 単位</u>
(4) 区分3	<u>414 単位</u>	(4) 区分3	<u>411 単位</u>
(5) 区分2	<u>324 単位</u>	(5) 区分2	<u>322 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>274 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>272 単位</u>
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	
(1) 4：1の場合		(1) 4：1の場合	
(一) 区分6	<u>443 単位</u>	(一) 区分6	<u>440 単位</u>
(二) 区分5	<u>397 単位</u>	(二) 区分5	<u>394 単位</u>
(三) 区分4	<u>363 単位</u>	(三) 区分4	<u>361 単位</u>
(2) 5：1の場合		(2) 5：1の場合	
(一) 区分6	<u>392 単位</u>	(一) 区分6	<u>389 単位</u>
(二) 区分5	<u>345 単位</u>	(二) 区分5	<u>343 単位</u>

㊦ 区分4	313 単位	㊦ 区分4	311 単位
(3) 6:1の場合		(3) 6:1の場合	
(一) 区分6	358 単位	(一) 区分6	356 単位
(二) 区分5	312 単位	(二) 区分5	310 単位
㊦ 区分4	280 単位	㊦ 区分4	278 単位
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)		1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)	
(1) 区分6	1,104 単位	(1) 区分6	1,098 単位
(2) 区分5	988 単位	(2) 区分5	982 単位
(3) 区分4	906 単位	(3) 区分4	901 単位
(4) 区分3	721 単位	(4) 区分3	717 単位
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)	
(1) 区分6	1,020 単位	(1) 区分6	1,014 単位
(2) 区分5	903 単位	(2) 区分5	898 単位
(3) 区分4	821 単位	(3) 区分4	816 単位
(4) 区分3	637 単位	(4) 区分3	633 単位
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)	
(1) 区分6	968 単位	(1) 区分6	963 単位
(2) 区分5	851 単位	(2) 区分5	846 単位
(3) 区分4	769 単位	(3) 区分4	765 単位
(4) 区分3	585 単位	(4) 区分3	582 単位
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)		ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)	
(1) 区分6	1,134 単位	(1) 区分6	1,128 単位
(2) 区分5	1,018 単位	(2) 区分5	1,012 単位

(3) 区分4	936 単位	(3) 区分4	931 単位
(4) 区分3	751 単位	(4) 区分3	747 単位
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
(1) 3:1の場合		(1) 3:1の場合	
(一) 区分6	909 単位	(一) 区分6	904 単位
(二) 区分5	792 単位	(二) 区分5	788 単位
㊦ 区分4	711 単位	㊦ 区分4	707 単位
㊧ 区分3	624 単位	㊧ 区分3	620 単位
㊨ 区分2	459 単位	㊨ 区分2	456 単位
㊩ 区分1以下	399 単位	㊩ 区分1以下	397 単位
(2) 4:1の場合		(2) 4:1の場合	
(一) 区分6	825 単位	(一) 区分6	820 単位
(二) 区分5	708 単位	(二) 区分5	704 単位
㊦ 区分4	626 単位	㊦ 区分4	622 単位
㊧ 区分3	539 単位	㊧ 区分3	536 単位
㊨ 区分2	373 単位	㊨ 区分2	371 単位
㊩ 区分1以下	323 単位	㊩ 区分1以下	321 単位
(3) 5:1の場合		(3) 5:1の場合	
(一) 区分6	773 単位	(一) 区分6	769 単位
(二) 区分5	656 単位	(二) 区分5	652 単位
㊦ 区分4	574 単位	㊦ 区分4	571 単位
㊧ 区分3	488 単位	㊧ 区分3	485 単位
㊨ 区分2	323 単位	㊨ 区分2	321 単位
㊩ 区分1以下	279 単位	㊩ 区分1以下	277 単位

<p>へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</p> <p>(1) 3:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>697 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>650 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>616 単位</u></p> <p>(2) 4:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>611 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>565 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>532 単位</u></p> <p>(3) 5:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>560 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>514 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>481 単位</u></p> <p>ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)</p> <p>(1) 3:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>604 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>557 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>524 単位</u></p> <p>(2) 4:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>519 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>473 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>439 単位</u></p>	<p>へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</p> <p>(1) 3:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>693 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>646 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>613 単位</u></p> <p>(2) 4:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>608 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>562 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>529 単位</u></p> <p>(3) 5:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>557 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>511 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>478 単位</u></p> <p>ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)</p> <p>(1) 3:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>601 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>554 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>521 単位</u></p> <p>(2) 4:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>516 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>470 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>437 単位</u></p>
--	--

<p>(3) 5:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>468 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>421 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>388 単位</u></p> <p>チ 体験利用の場合</p> <p>(1) 区分6 <u>939 単位</u></p> <p>(2) 区分5 <u>823 単位</u></p> <p>(3) 区分4 <u>741 単位</u></p> <p>(4) 区分3 <u>654 単位</u></p> <p>(5) 区分2 <u>489 単位</u></p> <p>(6) 区分1以下 <u>429 単位</u></p> <p>1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)</p> <p>イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) <u>244 単位</u></p> <p>ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) <u>199 単位</u></p> <p>ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) <u>171 単位</u></p> <p>ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) <u>114 単位</u></p> <p>ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) <u>274 単位</u></p> <p>1の3 受託居宅介護サービス費</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 <u>192 単位</u></p> <p>ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 <u>261 単位</u>に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数</p>	<p>(3) 5:1の場合</p> <p>一 区分6 <u>465 単位</u></p> <p>二 区分5 <u>419 単位</u></p> <p>三 区分4 <u>386 単位</u></p> <p>チ 体験利用の場合</p> <p>(1) 区分6 <u>934 単位</u></p> <p>(2) 区分5 <u>818 単位</u></p> <p>(3) 区分4 <u>737 単位</u></p> <p>(4) 区分3 <u>650 単位</u></p> <p>(5) 区分2 <u>486 単位</u></p> <p>(6) 区分1以下 <u>427 単位</u></p> <p>1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1日につき)</p> <p>イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) <u>242 単位</u></p> <p>ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) <u>198 単位</u></p> <p>ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) <u>170 単位</u></p> <p>ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) <u>113 単位</u></p> <p>ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) <u>272 単位</u></p> <p>1の3 受託居宅介護サービス費</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 <u>191 単位</u></p> <p>ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 <u>260 単位</u>に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数</p>
--	--

二 所要時間1時間30分以上の場合 <u>559単位</u> に所要時間1時間30分 から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数	二 所要時間1時間30分以上の場合 <u>557単位</u> に所要時間1時間30分 から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数
第2 自立生活援助 自立生活援助サービス費 イ 自立生活援助サービス費(I) (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 <u>1,556単位</u> (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 <u>1,089単位</u> ロ 自立生活援助サービス費(II) (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 <u>1,165単位</u> (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 <u>816単位</u>	第2 自立生活援助 自立生活援助サービス費 イ 自立生活援助サービス費(I) (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 <u>1,547単位</u> (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 <u>1,083単位</u> ロ 自立生活援助サービス費(II) (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 <u>1,158単位</u> (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 <u>811単位</u>
《訓練系・就労系サービス》 第1 自立訓練(機能訓練) 機能訓練サービス費(1日につき) イ 機能訓練サービス費(I) (1) 利用定員が20人以下 <u>795単位</u> (2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>710単位</u> (3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>675単位</u> (4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>647単位</u> (5) 利用定員が81人以上 <u>610単位</u> ロ 機能訓練サービス費(II) (1) 所要時間1時間未満の場合 <u>249単位</u> (2) 所要時間1時間以上の場合 <u>571単位</u>	《訓練系・就労系サービス》 第1 自立訓練(機能訓練) 機能訓練サービス費(1日につき) イ 機能訓練サービス費(I) (1) 利用定員が20人以下 <u>791単位</u> (2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>707単位</u> (3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>672単位</u> (4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>644単位</u> (5) 利用定員が81人以上 <u>607単位</u> ロ 機能訓練サービス費(II) (1) 所要時間1時間未満の場合 <u>248単位</u> (2) 所要時間1時間以上の場合 <u>570単位</u>

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 <u>734単位</u>	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 <u>732単位</u>
ハ 共生型機能訓練サービス費 <u>699単位</u>	ハ 共生型機能訓練サービス費 <u>696単位</u>
ニ 基準該当機能訓練サービス費 <u>699単位</u>	ニ 基準該当機能訓練サービス費 <u>696単位</u>
第2 自立訓練(生活訓練) 生活訓練サービス費(1日につき) イ 生活訓練サービス費(I) (1) 利用定員が20人以下 <u>747単位</u> (2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>667単位</u> (3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>634単位</u> (4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>609単位</u> (5) 利用定員が81人以上 <u>572単位</u> ロ 生活訓練サービス費(II) (1) 所要時間1時間未満の場合 <u>249単位</u> (2) 所要時間1時間以上の場合 <u>571単位</u> (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 <u>734単位</u> ハ 生活訓練サービス費(III) (1) 利用期間が2年間以内の場合 <u>270単位</u> (2) 利用期間が2年間を超える場合 <u>163単位</u> ニ 生活訓練サービス費(IV) (1) 利用期間が3年間以内の場合 <u>270単位</u> (2) 利用期間が3年間を超える場合 <u>163単位</u> ホ 共生型生活訓練サービス費 <u>664単位</u> ヘ 基準該当生活訓練サービス費 <u>664単位</u>	第2 自立訓練(生活訓練) 生活訓練サービス費(1日につき) イ 生活訓練サービス費(I) (1) 利用定員が20人以下 <u>744単位</u> (2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>664単位</u> (3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>631単位</u> (4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>606単位</u> (5) 利用定員が81人以上 <u>570単位</u> ロ 生活訓練サービス費(II) (1) 所要時間1時間未満の場合 <u>248単位</u> (2) 所要時間1時間以上の場合 <u>570単位</u> (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 <u>732単位</u> ハ 生活訓練サービス費(III) (1) 利用期間が2年間以内の場合 <u>268単位</u> (2) 利用期間が2年間を超える場合 <u>162単位</u> ニ 生活訓練サービス費(IV) (1) 利用期間が3年間以内の場合 <u>268単位</u> (2) 利用期間が3年間を超える場合 <u>162単位</u> ホ 共生型生活訓練サービス費 <u>661単位</u> ヘ 基準該当生活訓練サービス費 <u>661単位</u>

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	529 単位	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	526 単位
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	449 単位	(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	447 単位
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	369 単位	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	367 単位
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	343 単位	(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	341 単位
(七) 就労定着者の割合が零	327 単位	(七) 就労定着者の割合が零	325 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	658 単位	(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	655 単位
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	556 単位	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	553 単位
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	471 単位	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	469 単位
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	414 単位	(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	412 単位
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	339 単位	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	337 単位
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	306 単位	(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	304 単位
(七) 就労定着者の割合が零	292 単位	(七) 就労定着者の割合が零	290 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	625 単位	(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	622 単位
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	529 単位	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	526 単位
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	441 単位	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	439 単位
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	383 単位	(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	381 単位
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	326 単位	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	324 単位
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	287 単位	(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	285 単位
(七) 就労定着者の割合が零	272 単位	(七) 就労定着者の割合が零	271 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	618 単位	(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	615 単位
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	524 単位	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	521 単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	430 単位	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	428 単位
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	365 単位	(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	363 単位
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	326 単位	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	324 単位
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	278 単位	(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	277 単位
(七) 就労定着者の割合が零	266 単位	(七) 就労定着者の割合が零	265 単位
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	614 単位	(一) 就労定着者の割合が100分の50以上	611 単位
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	515 単位	(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満	512 単位
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	416 単位	(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満	414 単位
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	344 単位	(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満	342 単位
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	324 単位	(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満	322 単位
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	269 単位	(六) 就労定着者の割合が100分の10未満(零の場合を除く。)	268 単位
(七) 就労定着者の割合が零	257 単位	(七) 就労定着者の割合が零	256 単位
第4 就労継続支援A型		第4 就労継続支援A型	
就労継続支援A型サービス費(1日につき)		就労継続支援A型サービス費(1日につき)	
イ 就労継続支援A型サービス費(I)		イ 就労継続支援A型サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	618 単位	(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	615 単位
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	606 単位	(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	603 単位
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	597 単位	(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	594 単位
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	589 単位	(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	586 単位
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	501 単位	(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	498 単位
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	412 単位	(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	410 単位

